

平成十四年政令第二百五十七号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（都市再生緊急整備地域）

第一条 都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 地域 (Area). Lists various urban regeneration areas such as 札幌市中央区, 仙台市青葉区, etc.

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 地域 (Area). Continuation of urban regeneration areas, including 同丁目八番十五, 同丁目八番二十九, etc.

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 地域 (Area). Continuation of urban regeneration areas, including 十一号線以外の道路, さいたま市大宮区, etc.

Table with 2 columns: 名称 (Name) and 地域 (Area). Continuation of urban regeneration areas, including 二と松戸千二百二十七番四, 七番五, etc.









千里豊中市の区域のうち、新千里東町一丁目中央(一般国道四百二十三号線及び府道大阪中環状線の区域を除く。)の区域	西地	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南四十一号線と一般国道二号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線、市道葺合南百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、市道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域、小野浜町(三番(臨港地区内の区域であつて分区分が指定されていない区域に限る。))の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町(一番に限る。))及び東川崎町一丁目(九番に限る。)の区域
---	----	--

西地	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南四十一号線と一般国道二号線との交差点を起点とし、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線、市道葺合南百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、市道新神戸停車場線、市道生田前線、市道鯉川線、市道生田北百三十九号線、市道生田北二百九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て起点に至る線(道路にあつては、その中心線)で囲まれた区域、小野浜町(三番(臨港地区内の区域であつて分区分が指定されていない区域に限る。))の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町(一番に限る。))及び東川崎町一丁目(九番に限る。)の区域
----	--

五区百六十七号線、県道東海田広島線、市道南一区松原京橋線、猿猴川、市道南一区駅前吉島線の西側端線、市道南三区中広島品線、市道南三区三三三号線、市道南三区七号線、市道中一区百五号線、市道中一区九十一号線、市道中一区百八号線、市道中一区九十八号線、市道中一区中広宇品線、一般国道五十四号線、市道中一区八十八号線の北側端線及び同線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区御幸橋三篠線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百六十六号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百四十二号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区百四十六号線、市道南三区十四号線、市道南三区二十五号線、市道南三区二十七号線、県道広島海田線、市道南三区九号線、市道南三区中広宇品線、市道南一区十二号線、猿猴川、県道広島海田線、市道南一区天満矢賀線、市道南一区二十三号線の南側端線、市道南一区二十二号線、市道南一区二十八号線、市道南一区二十九号線、県道広島海田線、市道南一区四十八号線、市道南一区四十一号線、市道南一区三十八号線、西日本旅客鉄道山陽本線、市道南一区天満矢賀線、市道東五区百三十五号線、市道東五区百三十八号線、市道東五区百四十六号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区百四十四号線、市道東五区四十二号線、市道東五区四十九号線、市道東五区三十九号線並びに市道東五区四十号線を経て起点に至る線(市道南一区駅前吉島線、市道中一区八十八号線及び市道南一区二十三号線以外の道路、河川又は鉄道にあつてはその中心線とし、市道南一区二十三号線から市道南一区二十二号線に移るにはその最初の交差点から移るものとする。)で囲まれた区域、同区西蟹屋三丁目(十五番に限る。)の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域
--

福山市の区域のうち、市道城見伏見一号线の東側端線と西日本旅客鉄道山陽本線の中心線との交差点を起点とし、順次同鉄道の中心線、市道三之丸一号线の西側端線、市道西町三之丸一号线の南側端線、市道東桜町三号線の西側端線、市道桜町線の中心線、市道福山駅箕島線の中心線、市道福山駅手城線の南側端線及び市道城見伏見一号线の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域	高松市の区域のうち、臨港道路玉藻地区五松一号线と市道浜ノ町錦町線との交差点を起点とし、順次同市道、市道港頭五号線、丸亀市道瀬戸内町十一号線、市道瀬戸内町十三号線、市道瀬戸内町十二号線、市道西の丸町八号線、市道高松海岸線、市道西の丸町八号線、市道高松停車場栗林公園線、一般国道三十号線及び臨港道路玉藻地区玉藻一号线を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域、西内町(市道西内町兵庫町二号线以東の区域に限る。))及び兵庫町(市道兵庫町鍛冶屋町線の中心線以西の区域に限る。)の区域並びに市道丸の内一号线と県道高松港線との交差点を起点とし、順次同県道、市道兵庫町丸の内線、市道内町百一十号線、市道兵庫町鍛冶屋町線、一般国道十一号線、市道片原町古馬場線、市道片原町沖松島線、市道片原町一十号線、市道内町三三三号線及び市道丸の内一号线を経て起点に至る道路の中心線(市道兵庫町丸の内線にあつては、その西側端線)で囲まれた区域
---	---

小倉北九州市小倉北区の区域のうち、市道浅野一号线と市道浅野三十二号線の北側端線との交差点を起点とし、順次同市道の北側端線、市道浅野十四号線の北側及び西側端線、市道浅野三十三号線、市道浅野五号線、一般国道百九十九号線、市道浅野四号線、市道浅野京町一号线、市道室町一号线、県道長行田町線、城内と室町一丁目との境界線、紫川、市道砂津城内一号线、県道三萩野魚町線、市道魚町馬借一号线、一般国道百九十九号線、市道米町七号線、市道京町十四号線、市道浅野六号線、一般国道百九十九号線並びに市道浅野一号线を経て起点に至る線(市道浅野三十二号線及び市道浅野十四号線以外の道路又は河川にあつては、その中心線)で囲まれた区域、浅
---







- この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成一六年五月二二日政令第一七五号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成一七年二月二八日政令第三八七号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成一九年二月二八日政令第三五号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二三年一月二四日政令第三四六号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二四年一月二五日政令第一号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二五年七月二二日政令第二一六号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二七年七月二四日政令第二七六号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二八年一月二四日政令第三五四号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成二九年八月二日政令第二一五号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（平成三〇年一〇月二四日政令第三〇一号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和二年一月二四日政令第七号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和二年九月一六日政令第二八三号）  
 （施行期日）  
 1 この政令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この政令による改正前の第一条に規定する横浜山内ふ頭地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十条の二第一項から第五項までの規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。  
**附 則**（令和三年九月一日政令第二四一号）  
 （施行期日）  
 1 この政令は、公布の日から施行する。  
 （経過措置）  
 2 この政令による改正前の第一条に規定する浜松駅周辺地域の都市計画において都市再生特別措置法第三十六条第一項の規定により都市再生特別地区として定められていた区域及び同条第二項の規定により当該都市再生特別地区について定められていた事項は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六十条の二第一項、第二項、第四項及び第五項の規定の適用については、それぞれ都市計画において都市再生特別地区として定められている区域及び当該都市再生特別地区について定められている事項とみなす。  
**附 則**（令和四年五月二日政令第一八八号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和四年一〇月二八日政令第三三六号）  
 この政令は、公布の日から施行する。  
**附 則**（令和五年九月一日政令第二七一号）  
 この政令は、公布の日から施行する。